

令和 7 年度 監査計画書

塙町監査委員

1. 監査の基本方針

監査の実施にあたっては、町の財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか、また最小の経費で最大の効果を発揮しているかの原則に立ち、当該事業の執行が効果的、合理的に行われているかを主眼として実施する。

監査内容の向上を図るとともに、従前の監査結果を踏まえ、次の諸点に留意して行う。

- (1) 独立性を保持し、公平、不偏の立場で適格な指導、指摘を行う。
- (2) 効果的・効率的な町政運営が図られるよう、町民の視点から、効率性、有効性の観点を重視した監査を実施する。
- (3) 監査の結果指摘した事項のは是正・改善の確認などを実施することにより、町の事務事業の改善・改革を促進する。
- (4) 監査結果等の町民への情報提供を推進し、透明性の高い、信頼される監査を実現する。

2. 実施する監査の種類

(1) 例月出納検査

一般会計・各特別会計・公営企業会計について、提出資料に基づき、各会計の収支状況の審査及び現金出納簿と銀行日報との残高照合等、諸帳簿、証書等の検査を実施する。

(2) 決算審査

一般会計・各特別会計の決算その他関係諸表の計数の正確性、予算執行、基金運用及び財産管理の状況について審査し、財政状況等の分析を実施し、意見書を提出する。公営企業会計の決算計数の確認を行い、経営成績及び財政状況について審査し、意見書を提出する。

(3) 健全化判断比率等の審査

財政健全化法に基づいて算定された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているか審査を行う。

(4) 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、予算の執行状況、関係書類、証拠書類の監査を行う。全課等を対象に、出先機関には出向して実施する。出先機関を含む全課等を対象とするほか、工事等現場監査を実施する。

(5) 補助団体等に関する監査

町が補助金等の財政的支援を行っている団体等の財政援助に係る出納その他事務の執行が適正に行われているか、資料等の提出を求め、必要に応じ補助団体等に出向き、監査を行う。

(6) 行政監査

組織、人員、事務処理方法など行政運営全般について、監査をする必要があると認めるとき、決算審査、定期監査及び例月出納検査に併せて実施する。

(7) 隨時監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、例月出納検査時と必要があると認めるときに実施し、定期監査を補完する。

(8) その他の監査

町長の要求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査、直接請求に基づく監査、職員の賠償責任監査については、請求(要求)があった時に実施する。指定金融機関等の監査は必要があると認めるとき又は町長の要求がある時に実施する。

3. 監査の実施時期と方法

(1) 監査、審査、検査(以下「監査」という)は、別表に定める令和7年度監査実施予定表に従い実施する。日程の変更や追加及び記載以外の監査の実施については、監査委員が協議のうえ、その都度決定する。

(2) 監査対象課は、監査委員の指示した資料を作成し事前に監査委員に提出し、監査委員は資料を確認したうえで監査を実施する。

①例月出納検査の資料

- ・一般会計・特別会計（現金出納月計表、収入月計表、支出月計表、歳入伝票一覧表、町税収入状況調、収支月計総括表、現金運用月計表、残高証明書）
- ・公営企業会計(月次試算表、資金予算整理表、残高証明書)

②定期監査、決算審査、財政健全化等審査、行政監査及び隨時監査の資料は、その都度指示する。

(3)監査は、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理状況について、関係諸帳簿、証拠書類との照合及び関係職員からの事情聴取により実施する。必要に応じて現地調査を行う。

(4)監査指摘事項については、改善を求める事項は文書で、軽微なものは口頭で報告し、監査時に改善の有無を確認する。

4. 監査結果の報告及び公表等

(1)例月出納検査

一般会計、特別会計、基金については、議会及び町長に検査結果を報告し、**公営**企業会計については、議会、町長及び**公営**企業管理者に検査結果を報告する。

(2)決算審査、財政健全化比率の審査等

決算審査意見書、健全化判断比率等意見書を町長に提出する。監査結果の講評を行う。

(3)定期監査等

監査終了後に、監査結果の講評を行う。また地方自治法第199条第9項の規定により、監査結果報告を議会及び町長に提出し、内容を公表する。

上記以外の監査を実施した場合は、法に基づいて監査結果の報告、公表を行う。

また、監査全般に関して、監査結果等ができるだけ公開するなど、町民への情報提供を行う。